

「つくれ住民票」第2次訴訟控訴審敗訴 上告して闘います

菅原和之

いつも「つくれ住民票」訴訟にご支援、ご注目くださりまして、ありがとうございます。

9月27日、東京高等裁判所で第2次訴訟の控訴審判決がありました。2分間の「長い」撮影が終わって、言い渡された判決は「控訴人の請求を棄却する」という一言でした。

判決言い渡しの際に、受け取った判決文も、目新しいものではありませんでした。「原判決の『当裁判所の判断』を引用する」として、一審判決の判決理由を全て引用した上で、私たちの新しい主張については、全て理由がないとするものです。口頭弁論の時に、世田谷区に対して、「住民票を作らないのか」と再三問いただしていただいただけに、期待していましたが、残念でした。

■ただし、一審判決の判決理由をすべて引用するという事は、「区長においては、原告子の利益を中心に考えて、職権調査による方法で原告子につき住民票の記載をすることを検討することが望まれるということが出来る。」「『本妻の生んだ、正統な』という意味を有する『嫡出』という表現を用いていることも相まって嫡出子と非嫡出子との間での実体法上の異なる規律を前提とした差別的な扱いを助長するものとみる見方もあること等からすると、出生届の届書には『嫡出子又は嫡出でない子の別』を記載しなければならないと定める本件規定は必ずしも合理性を有するものではなく、本件規定を撤廃しないことに憲法上の疑義があるという見方にも理由がないわけではない」という部分も含めて、引用しているということなので、一審判決よりも後退したわけではないと思います。

また、住民票の記載については新たに「重大な損害を生ずるおそれの有無は現時点における事実関係に基づくものであり、将来的には手続上の負担が増大するとともに、住民票の記載に連動して処理される行政上の措置についての配慮がされなければ、社会生活を営む上で支障が生ずることもあり得るので、控訴人子の福祉のためには一定の時点で住民票の記載について職権調査の方法によることも行政上の措置としては検討されてよいのではないかと考えられる。」との判示も加わりました。

ただ、出生届が未済になっていることについては、相変わらず「自己の信条に基づくもの」として切り捨てています。最高裁の判断を求めて、上告するしかないと思いました。あつという間に、判決言い渡しは終わってしまうのに、この日も20名を超える方々が、傍聴支援くださいました。報告集会も弁護士会館の小さな部屋でしたが、椅子が足りないほどご参加くださいました。取材に来ていた2名の記者の方も含めて、すべての方が発言してくださいました。皆さんの発言に本当に元気をいただきました。多分、ご参加くださった皆さんもそうだと思いますが、思いを共有できたことは、とても良かったです。

■翌日、住民票のことを保坂展人世田谷区長に申し入れを行いました。保坂区長は、判決の

2日前に定例の記者会見で「判決の内容如何を問わず、住民票のないことによる不利益を解消する方向で判断したい」旨を発言されました。私たちもこの発言に期待し、申し入れに行ったのです。区長は同じ会見で「両親に対して、親としても当該児童の人権を考慮して、出生届をもう一度出してくれませんかという促しをしようと思っています。」とも述べられています。しかし、「私たちは戸籍法49条に基づく現在の出生届様式が子どもの人権を侵害するものであり、国際条約に違反するものであると考えていますので、この提案に応ずることはできません。」とお伝えしました。区長は、「記者会見で述べたことを実現していきたい。」と応じてくださいました。でも、具体的な手続きはまだ時間が掛かりそうです。申入書には、佐藤文明さんの著書「戸籍が見張る暮らし」から「本来、住民票は自治を執行するための基本台帳で、戸籍とは別個のものである。人が行き倒れていれば抱き上げて救難し、住所が判明すれば本籍が不明でも諸々のサービスを発動する。そのために必要なら、住民票を整備する。」という部分を引用させていただきました。生前の文明さんと親交もあった保坂区長が自ら判断してくださることを期待しています。

■10月2日に、上告の手続きをしました。出生届を再度提出しないことは、本当に私たちの「個人的信条」なのか？戸籍法の規定が人権侵害なのか？最高裁の判断を求めたいと思います。これからは、11月中旬に提出する上告理由書の作成になります。主張できることは、すべて主張しきれるように準備したいと思います。

最高裁はなかなか弁論も開かれず、扉はとても重いです。それでも、婚外子差別は、もう撤廃されなければなりません。国連の人権委員会からも何度も勧告を受けています。重い扉も叩き続ければ開くことを信じて、叩き続けるしかありません。

今後とも、ご支援・ご注目を、よろしくお願いします。